

平成 25 年 1 月 31 日  
農 林 水 産 省

## 第 32 回産業統計部会において出された整理事項に対する回答

### ◆ 魚市場における HACCP 手法の導入状況等について

- ① HACCP 手法の導入状況については、水産加工場のみが調査対象となっているが、EU では市場について HACCP 手法が導入されていないと輸出できない制度となっていると言われていたが、この事実関係についてはどうなっているのか。
- ② 現行の漁業センサスでは、魚市場調査票の調査事項として、海水殺菌装置など水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器の設置状況しか調査していないが、仮に、上記①の状況を踏まえ、市場における HACCP 手法の導入状況について調査する必要があるのか。

(回答)

#### ①について

- 1 水産食品の輸出にあたっては、輸出先国が求める食品衛生基準等に従う必要があり、米国では加工場の認定のみでよいのに対し、EU 域内では、生産段階から加工流通段階までのフード・チェーン・コントロールを求めており、魚市場においても HACCP による管理及び登録が必要とされている。

【水産食品の輸出にあたって必要な登録又は認定】

	漁船の登録	市場の登録	養殖場の登録	加工場等の認定
対米国	×	×	×	○
対 EU	○	○	○	○

- 2 しかしながら、外部汚染を防げない開放型の構造や、不特定多数の者に陳列しセリを行う日本型の市場では、EU の求める基準を満たすことが難しいことから、現在、日本においては対 EU 輸出水産食品取扱施設(市場)として登録されている魚市場はない状況である。

現時点におけるその他施設の登録又は認定の状況は以下のとおり。

【水産食品輸出の登録又は認定施設数(2012年12月26日現在)】

	漁船	市場	養殖場	加工場等
対米国	/			253
対 EU	106	0	77	28

※ 厚生労働省、水産庁、大日本水産会のホームページ資料を基に作成

3 なお、他国においても、対EU輸出水産食品に関して登録を受けている魚市場はないと聞いている。

各国における市場以外の認定工場数等については以下のとおり。

【対EU水産物輸出に係る各国の認定加工場数等について（2012年1月25日現在）】

	国・地域名	加工場	加工船	冷凍船	冷凍倉庫
1	アメリカ	947	83	89	31
2	カナダ	627	38	0	0
3	中国	567	7	172	0
4	ベトナム	393	0	0	0
5	モロッコ	358	0	348	7
6	タイ	290	0	0	0
7	インド	237	0	0	31
8	ペルー	195	3	0	0
9	チリ	174	16	0	55
10	インドネシア	170	0	7	0
11	アルゼンチン	142	53	161	13
12	チュニジア	107	0	106	0
13	ニュージーランド	91	15	39	60
14	トルコ	86	0	3	0
15	ロシア	79	135	160	0
16	オーストラリア	77	199	4	37
17	バングラデシュ	75	0	0	0
18	イラン	70	0	15	0
19	クロアチア	69	0	0	18
20	ブラジル	66	20	0	4
21	大韓民国	64	108	158	4
22	セネガル	61	0	77	0
23	エクアドル	60	0	40	0
24	グリーンランド	58	13	4	4
25	南アフリカ	51	22	188	9
26	モーリタニア	44	0	89	0
27	メキシコ	42	0	21	2
28	フィリピン	36	0	46	3
29	台湾	34	0	133	0
30	スリ・ランカ	29	0	0	0
31	アルジェリア	29	7	0	0
32	マダガスカル	27	0	42	5
33	日本	25	0	109	2
34	ナミビア	25	38	19	2
35	マレーシア	23	0	0	0

※ 出典：大日本水産会ホームページ資料

②について

- 1 上記①の状況を踏まえ、魚市場においてはHACCP手法の導入に関する調査項目は設定しないこととする。
- 2 ただし、水産基本計画（平成24年3月閣議決定）において、全国及び地域の水産物流通の拠点となる漁港の施設を改良し、又は新設する際に、鮮度保持・細菌等の混入防止などの高度な品質・衛生管理対策を推進するとともに、当該漁港の市場に水産物を集約するなどの取組により、地域水産物の付加価値向上を推進することとしている。
- 3 特に、全国の陸揚量の約3割を占める特定第3種漁港（13漁港）については、我が国の水産物の輸出先となっている国々の求める衛生管理の水準も念頭に置いた衛生管理対策を積極的に推進することとしている。
- 4 そのため、魚市場における高度な品質・衛生管理対策の取組やHACCP登録の進展状況を注視しつつ、漁業センサスにおける対応のあり方を検討して参りたい。

(参考)

○特定第三種漁港

第三種漁港（その利用範囲が全国的なもの）のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの

(八戸・気仙沼・石巻・塩釜・銚子・三崎・焼津・境・浜田・下関・博多・長崎・枕崎)